

福祉環境委員会

令和5年4月24日(月)
9時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】小川委員長、村木副委員長、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、棕木健康医療対策課長、
河上健康医療対策課地域医療担当課長(新型コロナウイルスワクチン対策室長)、
松山子ども・子育て支援課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】松井次長、久保田書記

議題

1 執行部報告事項

- (1) 令和5年度の生活支援体制整備事業について 【健康医療対策課】
- (2) 浜田市外来検査センターの業務の終了について 【健康医療対策課】
- (3) 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について
【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (4) 病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の第一審判決について
【子ども・子育て支援課】
- (5) 浜田市マンホールカード第2弾の発行について 【下水道課】

2 その他

令和 5 年度の生活支援体制整備事業について

《浜田市生活支援体制整備事業実施計画》

1 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

2 実施主体 浜田市

3 実施内容

ア 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の生活支援体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築を目的として、「第 1 層及び第 2 層生活支援コーディネーター」を健康医療対策課に置く。

なお、第 1 層生活支援コーディネーターは全市を担当し、第 2 層生活支援コーディネーターは必要に応じて各地域を担当する。

《令和 5 年度》

第 1 層生活支援コーディネーター 高齢者福祉係担当職員（1 名）

第 2 層生活支援コーディネーター 会計年度任用職員（2 名）

《令和 6 年度》

第 1 層生活支援コーディネーター 高齢者福祉係担当職員（1 名）

第 2 層生活支援コーディネーター 会計年度任用職員（4 名）

イ 第 1 層協議体の設置

地域の関係者のネットワーク化を図りながら設置する。

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を目的とし、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービス（インフォーマルサービス）を把握し、活用を促進する。

互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、地域の実情、ニーズに応じた事業者、民間企業等で構成する。

協議体委員は必要に応じて委嘱する。

【役割】

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場、働きかけの場等

4 具体的な活動内容

基本目標：さまざまな地域課題をインフォーマルサービスに繋げ、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。

具体的な取組方針

第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター、第1層協議体

		R5年度												R6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
②	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
③	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
④	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
⑤	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
⑥	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								
⑦	第1層SC																								
	第2層SC																								
	第1層協議体																								

- ① 地域包括ケア体制の充実のため地域ケア会議との両輪
- ② インフォーマルを取り入れた浜田市高齢者お役立ち情報の作成充実
- ③ 第1層協議体の機能強化と地域課題の解決
- ④ 研修会や多様なサービスの担い手・ボランティア養成
- ⑤ 多様な関係者の多様な視点で地域資源を整理し把握
- ⑥ 資源の充実に向けた方針の検討と行政ができるサービス検討と庁内連絡会議
- ⑦ 今ある活動やサービスの強化、新たな活動やサービスの開発

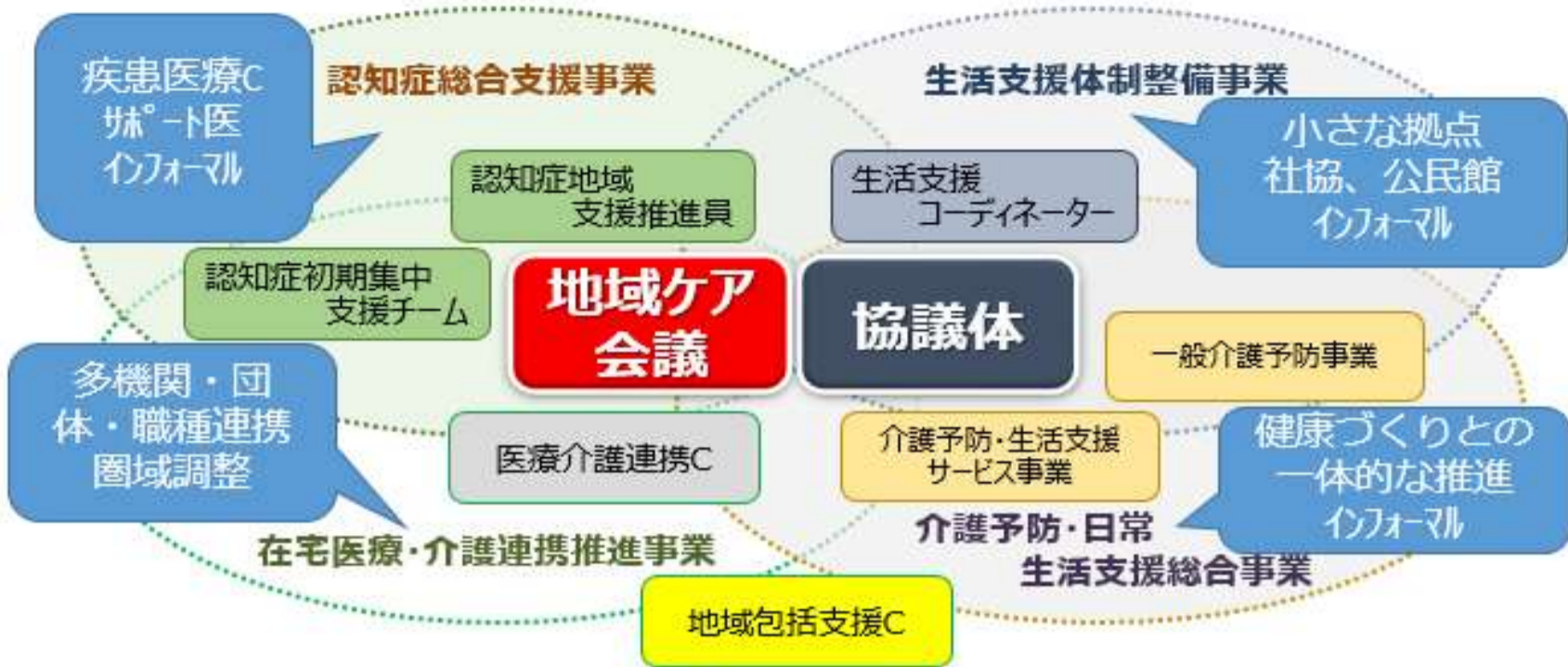
5 活動内容の評価

平成29年度～令和4年度まで社会福祉協議会に委託していた。その活動実績に基づき、PDCAサイクルにて評価を第1層協議体と実施する。

※10項目（防災、高齢者支援、集いの場づくり、子育て支援、すまい、買物支援、健康づくり・介護予防、配食サービス、推進体制、その他の生活支援）について課題を抽出。

地域包括ケア体制（地域支援事業）

「住みなれた地域」「なじみの人間関係のある場所」「自分らしい暮らし」



生活支援体制整備事業 H29～R4年度

【浜田市社会福祉協議会委託】

基本目標：おたがいさまの気持ちで「支えあえる地域」を育み
誰もが安心して暮らせる「我が家」のようなまちづくり

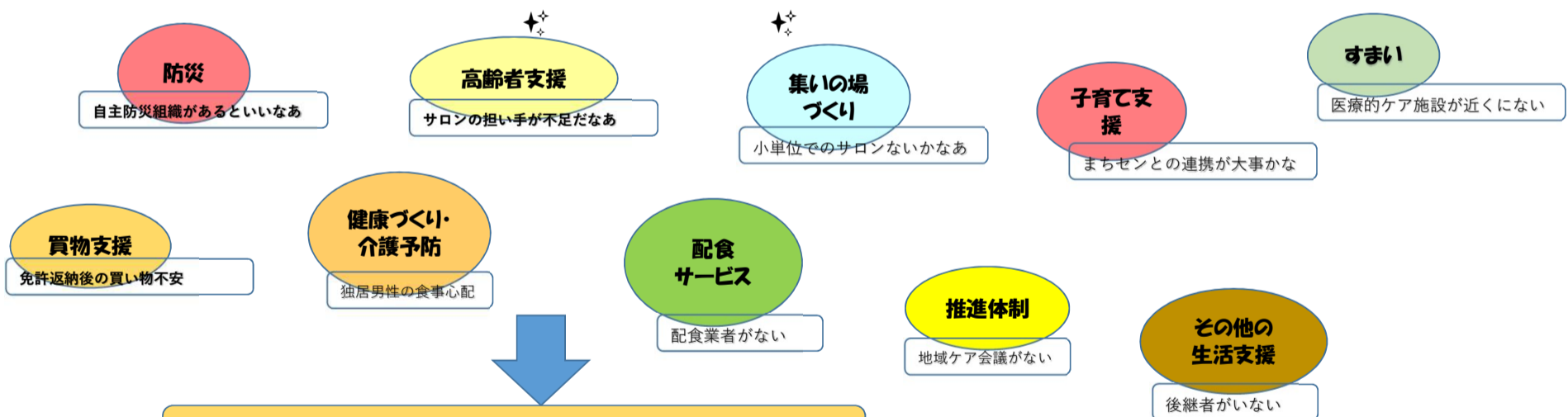
具体的な活動内容

1. 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備
2. 生活支援の担い手・養成、サービス等の資源開発
3. 住民、各種団体へに周知及び意識啓発
4. サロン活動の把握・新規立上げ支援・情報発信・運営支援
5. 協議体の運営
6. 地域ケア会議との連携・情報共有

具体的には…

移動販売や出張販売事業主をつといの場につなげていく
サロンのリーダー・地域の担い手要請
つといの場・ささえあい活動・身近な「お宝活動」の見える化
サロンの活動や集いの場の相談支援
協議体を中心に「まずはやってみよう！」と情報共有会議
地域ケア会議へ参加し情報共有

SCの活動の中で、地域の課題が見えて来ました！



さまざまな地域課題を解決していくために次のステージへ！

生活支援体制整備事業 R5年度～

【市の直営】

基本目標：さまざまな地域課題をインフォーマルサービスに繋げ、日常生活上の支援体制の充実・強化
高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行う

具体的な活動内容

1. 地域包括ケア体制の充実のため地域ケア会議との両輪
2. インフォーマルを取り入れた浜田市高齢者お役立ち情報の作成充実
3. 第1層協議体の機能強化と地域課題の解決
4. 研修会や多様なサービスの担い手・ボランティア養成
5. 多様な関係者の多様な視点で地域資源を整理し把握
6. 資源の充実に向けた方針の検討と行政ができるサービス検討と庁内連携会議
7. 今ある活動やサービスの強化、新たな活動やサービスの開発

具体的には…

地域ケア会議での個別事例の検討を通じ、地域のニーズや社会資源を把握
紙ベースの高齢者お役立ち情報の作成・更新
ニーズからサービスへ。第1層協議体で課題解決。
立ち上がったサービスの担い手・ボランティア団体などの研修会企画
あらゆる関係者の様々な角度から意見を出し合い地域資源の整理
地域ニーズと資源を出し合い、行政担当職員間でサービスの検討
今、必要とされるサービスは継続し、新たなサービスを構築

令和 5 年 4 月 24 日
 福祉環境委員会
 健康福祉部 健康医療対策課

浜田市外来検査センターの業務の終了について

浜田市外来検査センターは、新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認する検査を行うため、令和 2 年 12 月 21 日より島根県の委託を受け開設してまいりました。

令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置付けられた場合は、国からの検査の公費支援が終了となりますので、これに伴い県からの受託事業である外来検査センターの業務も終了することを報告します。

記

1 外来検査センターの検査件数

【令和2年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
未実施								1	14	4	1	20

【令和3年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9	4	6	5	13	(2) 17	4	11	5	(5) 43	27	(4) 28	(11) 172

【令和4年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29	(3) 25	(1) 13	(16) 33	(45) 69	(15) 42	(9) 31	(28) 71	(32) 53	(9) 29	(2) 9	6	(160) 410

【令和5年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0		業務終了									0	

※ 令和5年4月18日現在

※ ()は陽性件数

2 業務終了日 令和 5 年 5 月 7 日(日)

令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種について

I 令和 5 年度の接種について

令和 5 年 3 月 8 日：特例臨時接種に位置づけ

※同日、特例臨時接種期間が令和 6 年 3 月 31 日まで延長

1 令和 5 年春開始接種について

(1) 対象者

初回接種（1・2 回目）を完了し、最終接種から 3 か月以上経過した次のアからウのいずれかに該当する者

ア 高齢者（65 歳以上）

イ 基礎疾患を有する者等（5 歳以上 64 歳以下）

ウ 医療機関、高齢者施設、障がい者施設等の従事者（64 歳以下）

(2) 接種期間

令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 8 月末まで

(3) 接種券送付

最終接種から 3 か月経過後順次送付

(4) 使用ワクチン

オミクロン株と従来株に対応した 2 価ワクチン

・小児（5～11 歳）用ファイザー社（BA. 4-5）

・12 歳以上ファイザー社製（BA. 1・BA. 4-5）、または、モデルナ社製（BA. 4-5）

(5) 接種場所 個別接種（医療機関）

(6) 周知方法 全戸配布チラシ、ホームページ等

2 令和 5 年秋開始接種について

詳細は未定、今後国から示される予定

(1) 対象者 初回接種（1・2 回目）を完了した 5 歳以上の全市民

(2) 接種期間 令和 5 年 9 月から令和 5 年 12 月末予定

II 小児（5～11 歳）オミクロン株対応 2 価ワクチンの接種について

令和 5 年 2 月 28 日薬事承認、令和 5 年 3 月 8 日特例臨時接種に位置づけ

※同日、接種間隔を 5 か月から 3 か月に短縮

(1) 接種券送付開始 令和 5 年 3 月 15 日（水）から送付開始

以降、初回接種 2 回又は 3 回目完了から 3 か月経過後順次送付

(2) 予約開始 令和 5 年 3 月 15 日（水）

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターで受付

(3) 接種開始 令和 5 年 3 月 15 日（水）

(4) 接種場所 個別接種（5 医療機関）

III その他

生後 6 か月以上の初回接種の未接種者については、令和 6 年 3 月 31 日まで接種可能

IV 新型コロナウイルスワクチン接種状況について（4月7日現在）

(1) 12歳以上の年代別、回数別接種状況（単位：件）

区分	全体	12～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳～
券送付数	44,663	3,225	7,246	11,815	3,401	18,976
1回目	40,435	2,644	5,955	10,598	3,165	18,073
	90.5%	82.0%	82.2%	89.7%	93.1%	95.2%
2回目	40,368	2,635	5,944	10,582	3,164	18,043
	90.4%	81.7%	82.0%	89.6%	93.0%	95.1%
3回目 (2回目に 対する割合)	36,249	1,814	4,528	9,206	3,006	17,695
	81.2%	56.2%	62.5%	77.9%	88.4%	93.2%
	(89.8%)	(68.8%)	(76.2%)	(87.0%)	(95.0%)	(98.1%)
4回目 (3回目に 対する割合)	28,843	839	2,356	6,366	2,588	16,694
	64.6%	26.0%	32.5%	53.9%	76.1%	88.0%
	(79.6%)	(46.3%)	(52.0%)	(69.2%)	(86.1%)	(94.3%)
5回目 (4回目に 対する割合)	17,659	0	634	1,409	1,494	14,122
	39.5%	0.0%	8.7%	11.9%	43.9%	74.4%
	(61.2%)	(0.0%)	(26.9%)	(22.1%)	(57.7%)	(84.6%)

(2) 小児（5～11歳）の初回及び追加接種の状況（単位：件）

券送付数	2,691						
1回目 (初回)	764	2回目 (初回)	748	3回目 (追加)	336	4回目 (追加)	44
	28.4%		27.8%		12.5%		1.6%

(3) 乳幼児（生後6か月～4歳）の初回接種の状況（単位：件）

券送付数	1,300					
1回目 (初回)	65	2回目 (初回)	63	3回目 (初回)	54	
	5.0%		4.8%		4.2%	

(4) オミクロン株対応2価ワクチン接種状況（単位：件）

区分	全体	5～11歳	12～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳～
券送付数	41,756	752	2,662	6,257	10,782	3,198	18,105
接種者	28,055	58	1,112	2,432	6,348	2,378	15,727
接種率	67.2%	7.7%	41.8%	38.9%	58.9%	74.4%	86.9%

※上記(1)～(4)はVRSにより抽出、券送付数及び接種者件数は死亡及び転出者を除いた件数

参考値 人口ベースでの国、県とのオミクロン株対応ワクチン接種率比較 R5.4.5時点
 全年齢 全国 44.76% 島根県 50.49% 浜田市 55.49%
 65歳以上 全国 75.87% 島根県 77.98% 浜田市 81.30%

病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の 第一審判決について

このことについて、判決内容及び今後の対応について下記のとおり報告します。

記

1 原告の請求要旨

浜田市（被告）は、当該事業を委託していた医療法人（補助参加人）に対し、2,065万7,000円を請求せよ。訴訟費用は被告の負担とする。

2 判決の主文

- (1) 被告は、補助参加人に対し、21万8,287円を請求せよ。
- (2) 原告らのその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用（補助参加にかかる費用を除く。）は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余は被告の負担とし、補助参加にかかる費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余は補助参加人の負担とする。

3 判決理由（概要）

(1) 平成28年12月9日以前

ア 看護師の常駐の有無の要否

浜田市の要綱では、原告の主張する看護師の常駐が求められていたと解することはできないため、原告の請求を棄却。

イ 看護師の適切なケアの有無

①診察時の立会いがあったこと、②看護師長が昼休憩等に直接児童の様子を確認をしていたこと、③保育士が内線で看護師を呼んでいたこと、④看護師は保育士に呼ばれた際に何らの指示もないまま保育室に来ないということはなかったこと等が認められるため、原告が主張する「配置」がなされていないと評価すべき状況とはいえないため、原告の請求を棄却。

(2) 平成28年12月10日以降

平成28年12月9日に浜田市が委託先医療法人に新しい要綱に基づく

よう依頼し、同法人がそれを了承したことから、平成 28 年 12 月 10 日以降は、新しい要綱を満たしているかどうかを検討することになる。

看護師が対象児童の病状を定期的に確認・把握できていれば足りるが、保育室では、看護師が児童の病状等を確認する時間等は決められておらず、どの看護師が確認するのも決められていなかったのであり、その状況は、「看護師間においても誰かがやってくれているだろうという考えが生じやすかったものと考えられ、看護師による対象児童の病状の定期的な確認・把握が実行されていたとは考え難い。」等として、委託先医療法人は「対象児童の病状等を定期的に確認・把握」という要件を満たしていたとはいえないと裁判所が判断。

(3) 保育士の配置状況が契約内容を満たしていたかどうか

原告が主張する契約内容に反していたとはいえないため、原告の請求を棄却。

(4) 損害の有無及び額

上述の(2)の債務不履行による損害は、看護師等 1 名の人件費相当額が損害と認められる。一方、保育室の利用者数や看護師の関わり の程度等を考慮して、同時期の原告ら主張の損害額である 87 万 3,148 円の 4 分の 1 とする。

4 今後の対応

令和 5 年 4 月 5 日付けで原告が広島高等裁判所松江支部に控訴したことから、市としては必要があれば附帯控訴を行うことを考えている。

※ 附帯控訴：被控訴人が控訴審の手続中に、控訴に附帯して原判決に対する不服を主張し、自己に有利に変更を求める申し立て。附帯控訴は相手方の控訴に従属するものであるから、相手方が控訴を取り下げたり、控訴が不適法として却下されたりした場合にはその効力を失う。

浜田市マンホールカード第 2 弾の発行について

1. マンホールカードとは

日本各地のマンホール蓋には、その地域の特色ある名所やキャラクター等がデザインされています。「マンホールカード」は、この特色あるマンホール蓋を活用し、下水道の普及啓発、ご当地情報の PR を目的としたカード型広報パンフレットです。

このカードは、下水道広報プラットフォーム(GKP)が企画・監修し、都道府県や市町村と共同で、平成 28 年 4 月の第 1 弾を皮切りに第 18 弾までに 915 種 646 自治体・3 団体に発行されています。平成 30 年 8 月 11 日(土)から第 8 弾シリーズとして浜田地域のマンホールカードを発行しています。

このたび、第 19 弾シリーズとして旭地域のマンホールカードを令和 5 年 4 月 28 日(金)から発行します。

2. 旭地域のマンホールカード



3. 旭地域のマンホールカード配布方法

- ・配布開始日
令和 5 年 4 月 28 日(金)から
- ・配布場所・時間
旭温泉 あさひ荘
平日(水曜日を除く)・土日・祝日 9:00~20:00 (水曜日は定休日)
- ・配布方法
配布窓口に来場した人、1 人につき 1 枚無料配布。
郵送による配布は行いません。

4. (参考)浜田地域のマンホールカード配布実績

平成 30 年 8 月から令和 5 年 2 月までの配布実績。(浜田市観光協会で配布中)

累計 4,521 枚 (県外:3,667 枚、県内:378 枚、市内:476 枚)